

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和44年5月14日に、資格喪失日に係る記録を46年1月10日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額に係る記録を44年5月から同年9月までは2万6,000円、同年10月から45年4月までは6万円、同年5月から同年9月までは10万円、同年10月から同年12月までは8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月14日から46年1月10日まで

私は、昭和44年5月から46年1月までA社C出張所に勤務していたが、申立期間について厚生年金保険被保険者期間が確認できなかったため、申立期間が厚生年金保険被保険者であったことを認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言により、申立人が申立期間にA社B支店に在籍し、同社C出張所に勤務していたことが確認できる。

また、申立期間当時、申立人と同種の業務に従事していた同僚のほぼ全員に厚生年金保険の加入記録があり、このうち複数の同僚は、「当時、当社は、従業員が入社したときには、職種に関係なく、厚生年金保険に加入させていたと思う。」と証言している上、申立期間当時におけるA社B支店で厚生年金保険の加入手続を行っていた事務担当者は、「当時、入社した従業員について、厚生年金保険の加入の取扱いに違いはなく、申立人に雇用保険の加入記録が確認できるのであれば、厚生年金保険にも加入していると思う。また、当時は、B支店の新規適用直後であり、厚生年金保険の資格取得に係る業務量が多かったため、申立人の資格取得届が漏れた可能性は否定できないと思う。」

仮に申立人の厚生年金保険の資格取得が無かったとして、厚生年金保険料が給与から控除されていた可能性も否定できない。」と証言している。

さらに、申立人が記憶するA社C出張所の従業員数と、厚生年金保険の被保険者数がほぼ一致していることから、同社B支店は、入社した従業員全員に対して厚生年金保険の加入手続を行っていたものと考えられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同時期にC出張所に勤務し同種の業務に従事していた同僚の標準報酬月額から、昭和44年5月から同年9月までは2万6,000円、同年10月から45年4月までは6万円、同年5月から同年9月までは10万円、同年10月から同年12月までは8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠落が見当たらず、仮に、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後厚生年金保険報酬月額算定基礎届や被保険者資格喪失届を提出する機会があったことになり、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主は社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年5月から45年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から60年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月から60年12月まで

昭和60年に市役所で国民年金に加入した。市役所で、さかのぼって納付しないと年金がもらえないと言われ、社会保険事務所(当時)か銀行で、申立期間の国民年金保険料を一括して納付した。金額は10年分で120万円から140万円ぐらいだったと記憶している。

領収書等は持っていないが、申立期間は納付しているので、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年に国民年金の加入手続を行い、その後申立期間の国民年金保険料を社会保険事務所又は銀行でまとめて納付したと主張しているが、申立人が所持する当時の年金相談時のメモ(年金相談員が記入したもの)により、申立人は62年11月17日にA市役所で相談したものと推認できる上、A市が保管する申立人に係る国民年金被保険者記録では、申立人の国民年金被保険者資格の新規取得日(昭和37年*月*日)は62年11月21日に処理(入力)されていることが確認できることから、申立人はそのころに国民年金の加入手続を行ったものと推認される。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を一括して納付したと主張する昭和60年及び国民年金の加入手続を行ったと推認される62年11月のどちらの時点においても、特例納付の実施期間ではなく、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付できなかったものと考えられ、申立期間の保険料を一括納付したとする申立内容には不自然な点が見られる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

熊本国民年金 事案 547

第1 委員会の結論

申立人の平成4年7月から5年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月から5年9月まで

平成4年7月に会社を退職後、A市で国民健康保険と国民年金に加入した。年金は将来必要だと思いアルバイトをしながら国民年金保険料を納付したのに、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成8年4月にB県C町（現在は、D町）で払い出されており、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間当時居住していたA市を管轄する年金事務所の国民年金手帳記号番号払出簿に申立人の名前は見当たらないことから、A市においては、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、申立人は国民年金の加入手続に係る記憶が曖昧であるなど、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 8 月 1 日から 59 年 1 月 1 日まで
② 昭和 59 年 1 月 1 日から平成 2 年 9 月 1 日まで

申立期間①については、A新聞の求人案内（給与 20 万円、社会保険完備）を見てB社に入社し、同期間において月額 20 万円の給与をもらっていたが、オンライン記録では標準報酬月額が 11 万 8,000 円と記されている。

また、申立期間②については、B社の経営が不振だったため同社を辞め、同社の事業主が月給 20 万円を保証するとの約束のもと、同事業主が別に経営するC社に勤務した。給与は月々で異なっていたものの、年収にして 300 万円から 500 万円だったと記憶するが、オンライン記録では標準報酬月額が 11 万円から 19 万円と記されている。

給与明細書等の資料は持っていないが、標準報酬月額が実際に得ていた給与額よりも低いので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社は昭和 62 年 3 月 25 日に商業登記簿上の事業所を閉鎖しており、またC社は、商業登記の記録は無いものの、平成 10 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同一人である両事業所の事業主の所在も確認できないため給与台帳等の資料及び事業主の証言を得ることができず、申立人に係る給与等の額及び厚生年金保険料の給与からの控除額の確認ができない。

また、B社及びC社において、申立人の勤務期間を含めて経理部長等として厚生年金保険事務を担当していた同僚は、「両社の給与は、営業の場合、歩合給が中心の体系であったが、実際の総支給額に基づき標準報酬月額の届

出を行い、厚生年金保険料の控除及び社会保険事務所（当時）への納付を行っていた。ただし、C社の経営が厳しく保険料の滞納があったときは、役員等会社の中心的な社員に限って実際の総支給額よりも少ない額で標準報酬月額を届け出たことがあったが、このときもその少ない標準報酬月額に基づき保険料を控除していた。」旨証言している。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録では申立期間の標準報酬月額について、不自然な遡^{そきゅう}及訂正処理等の形跡も確認できない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年3月26日から同年11月1日まで

A事業所（現在は、B事業所）における申立期間に係る私の標準報酬月額は、オンライン記録では38万円とされているが、当時は、月給60万円程度、年俸720万円程度はあったと記憶している。

標準報酬月額が誤っているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所は、申立人の申立期間に係る月額給与は37万5,000円であったと回答している上、当該事業所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書によると、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額を38万円として届出を行い、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、申立人が名前を挙げた同僚等からも、申立人の給与額等に係る証言は得られなかった。

さらに、B事業所には申立期間当時の給与台帳等の資料は無く、このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。